

職員組合交渉概要	
交渉日時	令和7年10月23日（木）16:30 ～ 17:00
提案概要	千葉県人事委員会勧告にかかる給与改定交渉について
労使の別	主張の要旨
市 (あいさつ)	本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 今回は、主に千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定について協議をさせていただくため、この場を設けております。 それではさっそく始めさせていただきます。
市 (あいさつ)	職員組合の皆様には、日頃から市政運営にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。 それでは、今回の交渉内容でございますが、令和7年度の千葉県人事委員会勧告としては、今年度4月・12月に遡及適用する給料、期末勤勉手当及び自家用車・原動機付自転車等にかかる通勤手当の増額改定と、来年度4月適用となる制度改正の方針が打ち出されております。 このうち、今日この場では、今年度4月・12月に遡及適用する増額改定部分についてのみを交渉議題とさせていただきます。条例改正手続きも必要となりますので、早期妥結へのご協力をよろしくお願いいたします。 また、来年度4月適用となる制度改正につきましては、現時点では内容の共有をさせていただきつつ、詳細の確認ができましたら、改めて交渉の場を設けさせていただきたいと存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
組合 (あいさつ)	当局の皆様におかれましては、日頃より職員組合の活動に対しまして、ご理解をいただき、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、このような協議の場を設けていただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。 さて、本日の議題であります、千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定でございますが、民間企業における労働者とは異なり、労働基本権が制約されている我々公務員にとって、本交渉は給与決定に至る最重要交渉という位置づけであります。 佐倉市職員組合は、組織の目的である職員の勤務労働条件の維持改善、職員の文化的、社会的地位の向上のために活動することを念頭に、今後とも、当局の皆さまとの交渉や意見交換に臨みたいと存じます。本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。
市	ありがとうございました。それでは、早速説明に入らせていただきます。 令和7年度千葉県人事委員会勧告のうち、令和7年4月遡及

	適用の内容についてでございます。初めに説明を行い、その後、質疑の時間を設けたいと存じます。 それでは、支給管理班長からご説明いたします。
市 (令和7年度 千葉県人事委 員会勧告につ いて①)	それでは、令和7年度の千葉県人事委員会勧告について説明いたします。 今年度の勧告では、今年度4月・12月遡及適用の給料月額・期末勤勉手当・通勤手当にかかる増額改定と、来年度4月適用の交通用具使用者に対する通勤手当の統合及び駐車場等の利用に対する通勤手当の新設と、大きく分けて2つの構成となっております。 先に、今年度4月・12月遡及適用の増額改定に関する説明をさせていただきます。 今年度4月適用の行政職給料表における増額改定については、4年連続でプラス改定となっており、月例給が全体で平均3.4%引上げ、期末勤勉手当が0.05月の引上げとなる勧告です。 月例給は、民間企業の給与との較差が11,899円、3.16%となっており、この差を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、中堅層以上についても、引き上げるとのことです。 次にボーナスですが、こちらも民間企業の支給割合が4.65月となることから、民間の支給状況に見合うよう0.05月引上げします。この0.05月分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分するとのことです。 また、自家用車及び原動機付自転車等にかかる通勤手当についても、民間の支給額を下回っていることから、民間の支給状況等を踏まえ距離区分に応じて、最大12,900円引き上げるとのことです。 以上が、令和7年度千葉県人事委員会勧告のうち、今年度4月・12月適用の増額改定部分となります。 佐倉市では、これまでも千葉県に準拠した給与制度とする方針でありますので、千葉県の勧告内容に沿った給与改定を行いたいと考えております。
市	それでは質疑に移ります。 何かございますでしょうか？
組合	ご説明ありがとうございました。趣旨と内容について理解いたしました。ご説明いただきました勧告内容については、10月9日に開催しました職場委員会へ諮問の上、承認を得た内容と大きな相違がないと思われます。
組合	ご説明いただき、ありがとうございました。千葉県人事委員会勧告は4年連続プラス改定となりましたが、県勧告準拠の方針を堅持していただき、ありがとうございます。職員に直接負

	の影響がないことは大変喜ばしいことだと考えておりますので、給与改定の方針については、妥結いたします。ただし、依然として物価高の影響は大きいと、実質賃金の変動など、今後の長期的な動向については、引き続き、注視させていただきます。
市	ありがとうございました。次の説明に入らせていただきます。 来年度4月適用の交通用具使用者に対する通勤手当の統合及び駐車場等の利用に対する通勤手当にかかる制度改正でございます。初めに説明を行い、その後、質疑の時間を設けたいと存じます。 なお、この内容に関しては、現状の情報共有とさせていただきまして、詳細が確認できましたら、改めて交渉の場を設定させていただきたいと考えております。 それでは、支給管理班長からご説明いたします。
市 (令和7年度 千葉県人事委員会勧告について②)	まず、交通用具使用者に対する通勤手当の統合について説明いたします。 千葉県人事委員会勧告では、人事院勧告を踏まえ、制度の簡素化及び業務の効率化の観点から、普通自動車等、原動機付自転車等、自転車といった交通用具ごとに設定されている職員の区分を廃止し、交通用具使用者の通勤手当額について、普通自動車等使用者にかかる通勤手当の月額表に統合する必要があるとしております。 次に駐車場等の利用に対する通勤手当について説明いたします。 県の調査によると、民間では、従業員の自己負担が生じないように駐車場の確保や、従業員の自己負担を軽減するために駐車場の利用料に対し通勤手当を支給しており、その支給額は5,000円台が最多となっているとのことです。 このような状況を踏まえ、人事院勧告の内容に準じて、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する必要があるとしております。 先ほど申し上げましたとおり、佐倉市の給与制度は、千葉県に準拠する方針としておりますことから、いずれにつきましても、詳細が確認できましたら、改めて交渉の場を設定させていただきたいと思っております。
市	それでは質疑に移ります。 何かございますでしょうか？
組合	ご説明ありがとうございました。趣旨と内容について理解致しました。職員組合としても特に自動車に係る通勤手当額に関しては以前に組合員アンケートを実施するなど問題提起してい

	たこともあり、今回の勧告でのプラス改定は一步前進と捉えています。制度運用について引き続き調査していただき、然るべき時期に改めて協議をお願いします。
市	ありがとうございました。それでは、これもちまして、令和7年度千葉県人事委員会勧告の協議につきましては終了させていただきます。 ほかに何かございますでしょうか。
組合	先ほど給与改定について妥結回答したところですが、文書での回答については速やかに提出します。
市	それでは、以上を持ちまして協議は終了とさせていただきます。本日はお集まりいただきましてありがとうございました。